

大阪府PCB廃棄物処理計画検討委員会（第2回） 議事要旨

- 1 開催日時 平成15年10月28日（火） 午前10時～12時
- 2 開催場所 大阪府立女性総合センター 4階「大会議室1」
- 3 出席者 宮南委員長、浦邊委員、相馬委員、中野委員、前田委員
環境監視研究所 中地重晴
（社）日本電機工業会 沼野真志

4 議事

- (1) あいさつ 環境指導室産業廃棄物指導課 小谷課長
- (2) 第1回検討会での質疑に対する回答 ……別添資料
- (3) PCB廃棄物の処理に係る課題等について
 - ① 環境監視研究所 中地重晴 ……資料1
 - ② （社）日本電機工業会 沼野真志 ……資料2
- (4) PCB廃棄物の処理に係る課題の抽出について ……資料3
- (5) 処理計画骨子（案）について ……資料4
- (6) その他

5 概要

- (2) ・ (4) ～ (5) については、事務局より資料に基づき説明する。
- (3) については、中地氏・沼野氏より資料に基づき説明を受ける。

【主な意見及び質疑応答等】

- (2) 第1回検討会での質疑に対する回答
 - 資料のp4、表6の上にダイオキシン類の急性毒性という表現があるが、誤解を招く、正しくは慢性疾患性毒性である。
- (3) PCB廃棄物の処理に係る課題等について
 - ① 環境監視研究所 中地重晴
 - Q1 : 高砂で保管されているものは土壌か、底質かどういう位置づけか。
 - 中地 : 土壌として管理されていると思う。高砂工場の隣接地で底質を浚渫し積み上げており、当時底質で10ppm以上のものは撤去しなければならなかった。30年以上経たものをまだ底質と呼ぶのか法的なことは分からない。ダイオキシンやPCBを一定濃度含むのであれば、PCB汚染物として処理をしていくことは行政サイドの仕事であると考えている。

事務局：ダイオキシンに関しては、ダイオキシン類特別措置法で処理のスキームもある。その中で土壌であれば**1000pg**、底質であれば**150pg** という環境基準がある。一般的な土壌であれば土壌汚染対策法があり、それぞれの法の中で対応している。土壌か底質どちらの基準でいくのかは、個別内容に照らし合わせて考えていくことになる。

Q 2 : 府下では、PCB含有部品高圧コンデンサなどは油を抜き取ったの保管が多いのか。

中地 : コンデンサなどそのままの保管が多いと考えられる。関西電力などは油を抜いて保管されている。

事務局：大阪府下では機器のまま保管されているケースが殆どである。関西電力などは稀有の例である。抜き取る作業手順が決まっておらず、そのままの状態でも保管の方が安全である。

Q 3 : 今回の計画ではその抜き取りまで検討するのか。

事務局：国がマニュアルを作成中なので、府として抜き取りまでは検討しない。

Q 4 : 受け入れ・持込の順序、公平さをどのように確保するのか。お考えがあればお聞かせ願いたい。

中地 : 2府4県のものがあり、大阪市が先であれば公平であるなら、最初と最後では10年の違いが出てくるので、その理由づけが必要。会社が倒産して不明になるなどの話もあるので、経営状態の悪い事業者から処理することも考える必要がある。処理が後になるものを行政が預かるなどすれば、事業者にとっては保管の負担が減る。後は行政が責任を持って処理するなど対策として考えてもいいのではないかと。

Q 5 : 処理順序と価格、後になるほど安くなるなどの考えもあるのか。

中地 : 公平さを確保するため、経済的な観点からコストに上乗せするというのであれば、それでもいいと思う。

② (社) 日本電機工業会 沼野真志

Q 6 : これ以外に小型のオイルコンデンサのかなり前のものなど、PCBが入っているのか。

沼野 : 入っている可能性はある。特に微量に関しては否定出来ない。1972年以前のもものはPCBが入っている可能性が高い。機器の中に入っているものは、ユーザでは分からない。分解してみないと分からないので、実際そこまでの認定は難しい。

(4) PCB廃棄物の処理に係る課題の抽出について

Q 7 : 処理対象とすべき廃棄物の範囲を明確にする必要があるのでは

ないか。抜き取った後の部品の扱いが不明確なので規定する必要がある。

事務局： PCB特別措置法上、抜き取った容器や汚染物も対象であり、処理することが必要である。但し処理体制は未整備であり今後の課題である。

Q7-2： いちいち分析するわけではなく PCBが付着しているかどうかの判断はどうするのか。

事務局： 濃度での判断ではない。また濃度分析するにもお金がかかるので、付いていれば対象としている。

Q7-3： 微量 PCBが拡散することによる集積の影響を排除するための方策を考える必要がある。

事務局： 微量 PCBによる拡散は府では対応しきれない。国の結論を待って対応を考えたい。

Q8： 環境事業団の受け入れ体制が非常に大切であると考え。環境事業団の受け入れ体制を教えて欲しい。

環境事業団： 現在、大阪事業所においては、メーカーに提案された技術の技術審査中であり、年内にはメーカーが決まる予定である。決まってから受け入れ基準等決めていく予定である。

Q9： 抜き取った油だけを処理するのか。

環境事業団： 抜き取った油だけではなく前処理としてトランスそのものも処理をおこなう。トランス油、容器は対象だが、軍手などは対象外である。

Q10： 大阪市の先行の意味は。市の分が全て処理されてから他のものを受け入れるのか。

事務局： 先行処理が条件である。不法投棄、油漏れなど早く処理しなければならないものを受け入れるよう協議会にて検討する。

Q11： 大阪市分を先行するが、PCB廃棄物を再移動時に事故が起こった場合、誰が責任を取るのか。

中地： 事業者の責任になる。

事務局： 国が収集運搬のガイドラインを作成している。基本的には基準に従って収集運搬する必要がある。事業者の中には事業所が市にあって、市外から集中管理のため市内へ搬入し、先行処理されるケースはあるかと思うが、各事業所には保管に伴うリスクもあるので、我々としては早く処理することによる環境保全リスクの解消が先決と考える。一定のガイドラインに乗り処理される場合はやむを得ないと考える。

(5) 処理計画骨子(案)について

ア. 分離部品の扱い

Q12 : 第4章第1節(1)の保管マニュアルには、機器のまま保管すること又は分離して保管してもよいなどのことは書かれているのか。

事務局 : PCBを分離する時にこぼれないよう注意するなどは記載している。出来るだけそのままの状態での保管をよう指導している。

Q12-2 : 油を抜き取った後の容器など、PCBが付着している廃棄物について拡散することが問題である。抜き取った後の部品をどう保管するのかについて明確な規定が必要ではないか。

事務局 : それがPCB廃棄物になれば、保管については廃棄物処理法の基準が適用される。

イ. 他府県計画との関連

Q13 : 他府県の計画との整合性はどうか。処理計画なので、計画のスケジュール、搬入計画、これだけの量を28年までに処理しないといけないので、このような方向性が望ましいくらい盛り込めれば良いと思う。

事務局 : (処理計画を)府、兵庫県は今年度策定予定である。近畿ブロック会議にて整合性を図っており、考え方くらいは、示したい。

ウ. 語彙の扱い

Q14 : 第2章第3節での示すは、何を示すのか。第3章第1節(2)の予定されている、働きかけるとあるが、平成28年までに処理しないといけないことを考えると不明瞭であると思われる。第3章第2節(2)事業者が早期処理をしたくない理由は費用なのか。第4章第2節に努めるとあるが、大阪市のやっていることに府が努めるはおかしいのではないか。

事務局 : 第2章第3節で示すのは、事業所の規模、中小企業の割合など記載することを考えている。第3章は国全体の事であり、府としてこれ位の表現しかできないと考える。また、事業者が早期処理したくない理由は大きくは費用であり、費用軽減のため大阪府は基金の活用を上げている。第4章第2節の努めるについては、後押しをするということであり、委員の指摘のように訂正する。

(6) その他

○次回の委員会の開催予定日は、委員長と事務局で調整の上決める。